

平成26年第8回
上小阿仁村議会臨時会
会 議 録

平成26年11月27日（開会）

平成26年11月27日（閉会）

平成 26 年第 8 回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会） 年月日 平成 26 年 11 月 27 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 26 年 11 月 27 日（10 時 00 分）

○出席議員

1 番	空 席	2 番	欠 席
3 番	齊 藤 鉄 子 君	4 番	佐 藤 真 二 君
5 番	萩 野 芳 紀 君	6 番	北 林 義 高 君
7 番	伊 藤 敏 夫 君	8 番	小 林 信 君

○欠席議員 2 番 長 井 直 人

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	中 田 吉 穂
副 村 長	加 賀 谷 敏 明
主 幹 兼 総 務 課 長	小 林 悦 次
住 民 福 祉 課 長	伊 藤 精 治
産 業 課 長	小 林 隆
主 幹 兼 建 設 課 長	伊 藤 秀 明
特別養護老人ホーム施設長	河 村 良 満
主 幹 兼 診 療 所 事 務 長	伊 藤 清
代 表 監 査 委 員	齊 藤 登
教 育 長	出 川 幸 三
教 育 委 員 会 事 務 局 長	石 上 耕 作

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小 林 雄 幸
議会書記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会 期 の 決 定

第3 議案第1号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について

議案第2号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算について

議案第3号 平成26年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について

議案第4号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

会議録署名議員の指名

3番 齊 藤 鉄 子 4番 佐 藤 真 二

10時00分 開会

○議長（小林信） ただいまの出席議員は、6名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第8回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林信） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、3番 齊藤鉄子 君、4番 佐藤真二 君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小林信） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（小林信） 説明員の通告がありますので、報告いたします。

副村長 加賀谷敏明君、主幹兼総務課長 小林悦次君、住民福祉課長 伊藤精治君、産業課長 小林隆君、主幹兼建設課長 伊藤秀明君、特別養護老人ホーム施設長 河村良満君、主幹兼診療所事務長 伊藤清君、代表監査委員 齊藤登君、教育長 出川幸三君、教育委員会事務局長 石上耕作君。

日程第3 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第3 議案第1号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 第8回上小阿仁村議会臨時会提出予算関係議案をお開きください。1ページ、議案第1号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算第4号の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。次のページ専決第4号であります。専決処分書、平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分する。平成26年11月21日専決。3ページ、平成26年上小阿仁村一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正 第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ410万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億133万2千円とするものであります。詳細につきましては10ページ11ページをお願いします。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金であります。補正額410万円、補正後919万2千円です。これは衆議院議員選挙費に伴う410万円であります。次のページ歳出であります。2款総務費4項選挙費5目衆議院議員選挙費410万円であります。13ページ節の説明をさせていただきます。1節報酬69万9千円であります。投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人等の報酬にな

ります。3 節職員手当等 181 万 7 千円であります。投票事務従事者手当、開票事務従事者手当、期日前投票事務従事者手当、時間外勤務手当等であります。7 節賃金 14 万 1 千円であります。投票記載台等の運搬等の人夫賃金であります。8 節報償費謝礼であります。ポスター掲示場でご協力をいただいた方々に謝礼としてです。9 節旅費、これは選挙事務に係る旅費であります。11 節需用費 41 万 1 千円消耗品費これは事務用品、印刷製本費、光熱費等であります。12 節役務費 12 万円、これは入場券等の送料であります。13 節委託料 1 万円、広報仕分等委託料であります。14 節使用料及び賃借料 6 万 3 千円、これは投票所使用料等になります。15 節工事請負費 78 万 9 千円、これはポスター掲示場工事であります。以上であります。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第 1 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について承認を求むる件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よつて、本案は原案どおり承認されました。

日程第 4 議案第 2 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 4 議案第 2 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小林悦次） 同じく 15 ページをお開きください。議案第 2 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。第 1 条既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替へるものとする。詳細につきましては 19 ページをご覧いただきたいと思ひます。歳出 1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 5 千 164 万 8 千円に 6 万 5 千円追加いたしまして 5 千 171 万 3 千円とするものであります。内容につきましては 20 ページ職員諸手当等、これにつきましては勤勉手当、後で条例改正するときやりますけど勤勉手当 100 分の 15 に係る予算補正であります。

2 款総務費 1 項総務管理費 14 目財政調整基金費 1 億 2 千 742 万 5 千円であります。229 万円を減額いたしまして、1 億 2 千 513 万 5 千円とするものであります。歳出の予算組み替へをさせていただきまして条例改正に伴う、勤勉手当、

期末手当等に充当するという内容であります。

2 款総務費 2 項徴税费 1 目税務総務費であります。同様に職員手当であります。勤勉手当 100 分の 15 に相当する部分について補正をさせていただいております。以下同様ですので次のページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目老人福祉費 8 千 373 万 7 千円補正額 29 万 1 千円補正後 8 千 402 万 8 千円。28 節繰入金、これは介護保険事業特別会計への繰入金これは特別会計に計上してあります人件費分であります。内容につきましては勤勉手当の 100 分の 15 に相当する分であります。以下 25、26 ページまで同様の内容ですのでよろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第 2 号 平成 26 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 5 議案第 3 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 5 議案第 3 号 平成 26 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小林悦次） 30 ページをお開きください。議案第 3 号 平成 26 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 1 千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3 千 320 万 8 千円とするものであります。詳細につきましては 37 ページをお願いいたします。歳入 7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金、先ほど一般会計で説明させていただきました 29 万 1 千円を特別会計で繰り入れるという内容であります。次のページをお願いいたします。歳出 3 款地域支援事業費 1 項地域支援事業費 2 目包括的支援・任意事業費であります。勤勉手当の 100 分の 15 について

の職員手当等 29 万 1 千円を補正させていただくものです。よろしくお願いたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（小林信） の件を採決いたします。

議案第 3 号 平成 26 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 6～8 議案第 4 号～6 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 6 議案第 4 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件から 日程第 8、 議案第 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、3 件を一括議題といたします。

○総務課長（小林悦次） 別冊の第 8 回上小阿仁村議会臨時会提出議案の 1 ページ議案第 4 号であります。議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。提案理由、村議会議員の期末手当の額を改定する必要があるためこの条例案を提出するものであります。次のページをお願いいたします。議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、第 1 条議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。第 5 条第 2 項後段中 100 分の 152.5 を 100 分の 162.5 に改める。これは 12 月分の期末手当の内容であります。100 分の 10 引き上げる内容であります。第 2 条議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。第 5 条第 2 項後段中 100 分の 135 を 100 分の 145 に、100 分の 162.5 を 100 分の 152.5 に改める。最初の 100 分の 135 については 4 月 1 日以降の 6 月分の期末手当 100 分の 10 引き上げる内容であります。後段の 100 分の 162.5 を 100 分の 10 引き下げる分については 4 月 1 日以降の 12 月分の期末手当であ

ります。これにつきましては附則で明記してありますけれど、附則この条例は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するという内容ですので、よろしく願いいたします。

続きまして 3 ページ議案第 5 号であります。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について別記のとおり改正するものであります。提案理由、一般職の職員の給与改定により、村長等の期末手当の額を改定する必要があるためこの条例案を提出するものであります。次のページをお願いいたします。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、第 4 条後段中 100 分の 152.5 を 100 分の 162.5 に改める。これにつきましては、先ほど説明させていただきました議会議員とまったく同じ内容であります。期末手当 12 月分につきましては 100 分の 10 引き上げる内容であります。第 2 条特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。第 4 条後段中 100 分の 135 を 100 分の 145 に、100 分の 162.5 を 100 分の 152.5 に改める。前段の 100 分の 135 につきましては 6 月分の期末手当 100 分の 10 引き上げるものであります。後段の 100 分の 162.5 を 100 分の 10 引き下げるのは 12 月分の期末手当、トータルでは平成 27 年度以降同額の率になるものです。附則、この条例は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。以上であります。

続きまして 5 ページをお願いいたします。議案第 6 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。提案理由、秋田県人事委員会の勧告に準じてこの条例を提出するものであります。6 ページをお開きいただきたいと思えます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第 15 条第 3 項中第 1 号 100 分の 75 を 100 分の 77.5 に改める。これは再任用職員の期末手当に係る 12 月分の内容であります。第 16 条第 2 項第 1 項中 100 分の 65 を 100 分の 80 に改めにつきましては、一般職の職員の勤勉手当の 12 月分になります。同項第 2 号 100 分の 32.5 を 100 分の 40 に改めるは、再任用職員の 12 月分の期末手当になります。

第 2 条一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のようにに改正するにつきましては、通勤手当になります。

第 7 条の 3 第 2 項第 2 号イ中 4,100 円を 4,200 円に改め、同様に 5 キロ刻みで通勤手当の改正を行うものであります。第 13 条中の内容になります。勤務時間 1 時間当たりの単価を見直す内容になります。これまで祝祭日の日数を分母に入れておりましたが、労働基準法の関係からその部分を祝祭日の日数を分母から減ずるという内容であります。

第 16 条第 2 項第 1 号中 100 分の 80 を 100 分の 72.5 に改め、同項第 2 号中 6

月に支給する場合においては100分の30、12月に支給する場合においては100分の40を100分の35に改めるであります。16条の第2項第1号については職員の12月分の勤勉手当になります。同項第2号中の部分については再任用の職員の勤勉手当になります。附則、この条例は平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。以上でありますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第4号から議案第6号までについて討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

○議長（小林信） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第4号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（小林信） 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（小林信） 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉 会

○議長（小林信） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は終了いたしました。

これにて、平成 26 年第 8 回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

10 時 26 分 閉会

上記会議経過は、議会書記小林雄幸の記載したものであるが、その内容に相違なき事を証明するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____